



法令等の改正動向(令和5年1月～12月)

法律	政令	省令	告示	通達	月日	内容	番号
	○				01. 18	液石法における事務・権限の移譲に伴う改正	政令第7号
				○	03. 28	高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領の一部改正	20230316保局第1号
	○				12. 06	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正	政令第347号
	○				12. 15	高圧ガス保安法関係手数料令の一部改正	政令第360号
				○ ○	12. 21	認定高度保安実施者制度の創設	告示第166号 20231213保局第1号 20231213保局第2号 20231213保局第3号
	○ ○ ○	○	○	○	09. 06 12. 21	認定高度保安実施者制度、燃料電池自動車等の規制の一元化関係	政令第276号 省令61号 告示第167号 20231212保局第1号

法令等の改正動向(令和5年1月～12月)

防災安全局 防災部 消防保安課
産業保安室 高圧ガスグループ



法令等の改正動向(令和5年1月～12月)

法律	政令	省令	告示	通達	月日	内容	番号
	○				01. 18	液石法における事務・権限の移譲に伴う改正	政令第7号

- ◎「第12次地方分権一括法」により、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「液石法」という。）における都道府県知事の事務・権限を、一部を除き、指定都市の長に移譲することとしました。
- ・高圧法施行令においては、高圧ガス保安法の適用を受ける液石法に規定する設備・施設に関する事務について、都道府県知事が行うという規定を削除し、指定都市においては指定都市の長が行うことと規定します。

※施行日：R5. 04. 01



法令等の改正動向(令和5年1月～12月)

法律	政令	省令	告示	通達	月日	内容	番号
				○	03. 28	高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領の一部改正	20230316保局第1号

- ◎液化石油ガス事故対応要領及び高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領を一部改正することとする。
(液石法における都道府県知事の事務・権限を、一部を除き、指定都市の長に移譲することに伴う改正)

- 高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領
 - ・事故発生の連絡の注釈を削除

- ・確報様式の事故発生原因に「システム障害・サイバー攻撃」を追加
《20231212保局第1号》

※施行日：R5. 04. 01



法令等の改正動向(令和5年1月～12月)

法律	政令	省令	告示	通達	月日	内容	番号
	○				12. 06	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正	政令第347号

◎バルクローリーについては、液石法による充てん設備としての許可等と、高压法による移動式製造設備としての許可等を受けているものがあるが、本改正により液石法の許可を受けたバルクローリーの高压法の許可の申請にあたっては6,000円の手数料となる。

※施行日 : R6. 04. 01

法令等の改正動向(令和5年1月～12月)

法律	政令	省令	告示	通達	月日	内容	番号
	○				12. 15	高压ガス保安法関係手数料令の一部改正	政令第360号

◎「認定高度保安実施者」の認定審査に要する手数料について、その認定申請の種類ごとに新規認定や更新の認定等に係る審査手数料を定めた。

※施行日 : R5. 12. 21



法令等の改正動向(令和5年1月～12月)

法律	政令	省令	告示	通達	月日	内容	番号
			○	○	12. 21	認定高度保安実施者制度の創設	告示第166号 20231213保局第1号 20231213保局第2号 20231213保局第3号

◎令和4年6月22日に高压ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号。）が公布、令和5年12月21日に施行され、現行認定制度を見直し、認定高度保安実施者制度（以下「新認定制度」という。）が創設された。

○新認定制度の申請、要件等の詳細に関して制定

- ・「認定高度保安実施者の認定について」【20231213保局第1号】
- ・「認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について」【20231213保局第2号】
- ・「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高压ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）」【20231213保局第3号】

※施行日 : R5. 12. 21



法令等の改正動向(令和5年1月～12月)

法律	政令	省令	告示	通達	月日	内容	番号
	○	○	○	○	09. 06 12. 21	認定高度保安実施者制度、燃料電池自動車等の規制の一元化関係	政令第276号 省令61号 告示第167号 20231212保局第1号

(1) 認定高度保安実施者制度の新設等

改正高压法において、産業保安分野における技術革新の進展及び人材の高齢化に対応するため、高度な情報通信技術の活用等を認定要件に追加した新認定制度が創設されたこと等を踏まえ、関係省令等の改正等を行いました。

(2) 燃料電池自動車等に係る規制の合理化等

改正高压法において、新たに適用除外の対象として道路運送車両法に規定する運行の用に供する自動車の装置内における高压ガスを規定したことによる関係省令等の改正を行いました。

(3) 軽微な変更の工事の取扱いについて 【20231212保局第1号】

※施行日 : R5. 12. 21



法令等の改正動向(令和5年1月～12月)

(1)認定高度保安実施者の特例

- 製造のための施設等の変更の特例【法第39条の21】
 - ・変更許可 許可を受けることを要しない（重要なものを除く）
遅滞なく届出なければならない
 - ・軽微変更 届出を要しない、記録し保存

○完成検査の特例【法第39条の22】

- ・完成検査を受けることを要しない、自ら完成検査を行い、記録し保存

○危害予防規程に係る特例【法第39条の23】

- ・届出を要しない、保存

○保安統括者、保安技術管理者及び保安係員に係る特例【法第39条の24】

○保安主任者、保安企画推進員に係る特例【法第39条の25】

- ・製造のための施設の区分ごとに行うことを要しない
- ・届出を要しない、記録し保存

○保安検査の特例【法第39条の27】

- ・保安検査を受けることを要しない、自ら保安検査を行い、記録し保存
- ・定期自主検査の規定は適用しない



法令等の改正動向(令和5年1月～12月)

(2)②自動車の装置内の容器等であつたものの取扱い

自動車の装置内の容器及びその附属品であつて、その基準に適合する
とされたものである旨の表示がされているものが、自動車の装置に組み込
まれるものでなくなった場合には、当該検査をそれぞれ次の各号に掲げ
る検査とみなし、当該表示をそれぞれ次の各号に定める刻印とみなす。

- 一 容器検査 第四十五条第一項の刻印
- 二 容器再検査 第四十九条第三項の刻印
- 三 附属品検査 第四十九条の三第一項の刻印
- 四 附属品再検査 前条第三項の刻印

・検査(道路運送車両法)

新規検査、継続検査、臨時検査、構造等変更検査、予備検査の
一部として行われる燃料装置の検査とする

・表示(道路運送車両法、自動車登録規則)

道路運送車両法の基準に適合するとされたものである旨の表示

【法第49条の4の2、令第10条の3】



法令等の改正動向(令和5年1月～12月)

(2)①適用除外

道路運送車両法に規定する運行の用に供する自動車の装置内における
高圧ガス

・運行の用に供する自動車

普通自動車、小型自動車、軽自動車（検査対象外軽自動車を除く）
であって、圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とするもの

・装置

原動機、燃料装置とする

【法第3条第1項第5号、令第2条第2項・第3項】

※ LPGを燃料とするものは高圧ガス保安法



法令等の改正動向(令和5年1月～12月)

(2)③くず化その他の処分

自動車の装置内の容器・附属品であつて自動車の装置に組み込まれる
ものでなくなったもののうち表示がされていないものについて、
容器・附属品の所有者は容器再検査・附属品再検査に合格しなかった
容器・附属品について3月以内に刻印等がされなかったときは、遅滞
なく、これをくず化し、その他容器・附属品として使用できないよう
に処分しなければならない。

【法第56条第5項】



法令等の改正動向(令和5年1月～12月)

(3) 軽微な変更の工事の取扱いについて 【20231212保局第1号】

◎一般則 15-1-1 液石則 16-1-1 コンピ 則 14-1-1

高圧ガス設備(特定設備を除く。)の取替え(第六条第一項第十三号に規定する製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。)の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの

◇軽微変更通達1, 2, 8

1. (1) 「経済産業大臣が認める者が製造したもの」 → 認定試験者試験等成績書
1. (2) 高圧ガス設備試験成績証明書
1. (3) 委託検査証明書(高圧ガス設備試験適用範囲外の設備に対する検査)
2. (2) 「KHKS0804(2022)ベローズ形伸縮管継手の基準」及び「KHKS0805(2022)フレキシブルチューブの基準」(両基準とも対象は金属製の可とう管のみ)に基づく検査に合格した可とう管
(保安上特段の支障がないものとして認められたものに該当する(1号のみ))
8. 取替えに際し、既設の設備との間に溶接等の現場加工が伴う場合、管類に係る認定試験者が当該工事を施工した場合に限る(1号、8号イのみ)



法令等の改正動向(令和5年1月～12月)

◎一般則 15-1-1の3 液石則 16-1-1の3 コンピ 則 14-1-1の3

開放検査に使用する仮設の高圧ガス設備の設置又は撤去の工事

◇軽微変更通達11

11. 「開放検査に使用する仮設の高圧ガス設備の設置又は撤去の工事」には、高圧ガス貯槽の開放検査を行う間の措置として、フランジ又はカッピング接合等を用いてタンクローリ等を仮設し高圧ガスを供給する場合の当該タンクローリ等の設置の工事及び開放検査終了後の撤去の工事を含むものとする。

※注意点

- ・仮設したものは全て撤去すること
- ・仮設前に県に事前相談すること
- ・仮設後・撤去後でそれぞれ軽微変更届が必要
- ・貯槽に代わり高圧ガスを供給する以外の理由によるものは含まない
例) 貯槽の液を抜くための設備(ポンプ・蒸発器等)及びそれに伴う設備

法令等の改正動向(令和5年1月～12月)

◎一般則 15-1-1の2 液石則 16-1-1の2 コンピ 則 14-1-1の2

特定設備の部品の取替え(保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。)の工事

◇軽微変更通達10

10. 多管円筒形熱交換器又は空冷式熱交換器の伝熱管の取替え
(保安上特段の支障がないものとして認められたものに該当する(1の2号のみ))

※注意点

- ・管束(チューブバンドル)の取替えは含まない



法令等の改正動向(令和5年1月～12月)

◎一般則 15-1-2 液石則 16-1-2 コンピ 則 14-1-2

ガス設備(高圧ガス設備を除く。)の変更の工事

◎一般則 15-1-3 液石則 16-1-3 コンピ 則 14-1-3

ガス設備以外の製造施設に係る設備の変更の工事

◎一般則 15-1-4 液石則 16-1-4 コンピ 則 14-1-4

製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事(認定高度保安実施者が行う法第三十九条の十三の認定に係る製造施設における処理能力の変更を伴うものを除く。)



◎一般則 15-1-1の4の2 液石則 16-1-1の4の2 コンピ則 14-1-1の4の2

第三十三条第二号に掲げる変更工事により追加された製造施設における変更の工事
 (認定高度保安実施者が行う法第三十九条の十三の認定に係る製造施設における処理能力の変更を伴うものを除く。) であつて、保安上特段の支障がないものとして認められたもの

◇軽微変更通達12

12. 「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、以下に掲げる変更の工事以外のものをいう。(4の2号のみ)

- (1) 製造施設の処理能力を100m³/日（不活性ガス又は空気にあっては300m³/日）以上に変更する工事
- (2) 耐震設計構造物を新設する工事
- (3) 耐震設計構造物への変更の工事



愛知県連絡事項

～お願い編～

防災安全局 防災部 消防保安課
 産業保安室 高圧ガスグループ



◇軽微変更通達13

- 13. 許可及び届出の不要な工事として取扱うものとする
 - (1) 圧力計・温度計の取替え（同一方式の取替えに限る。）
 - (2) 充填又は受入れに係る可とう管（直接容器等に接続される部分のものであって高圧ホース及び金属フレキ管に限る。）の取替え
 - (3) 高圧ガス（その原料となるガスを含む。）の通る部分の設備を構成する部分のうち、耐圧性能又は気密性に直接影響のない部品又はJIS等の規格品であり、その性能が保証されているものの取替え（ボルト、ナット、圧縮機のピストン、反応器の攪拌機のプロペラ、蒸留塔のトレイ又は熱交換器の邪魔板等）
 - (5) 高圧ガス（その原料となるガスを含む。）の通らない部分の設備に係る撤去の工事又は同等以上のものへの取替えの工事
 - (6) 消耗品（事業者が保安上特段の支障がないと判断したものに限る。）の取替え
 - (7) 多管円筒形熱交換器又は空冷式熱交換器の伝熱管へのプラグ打ち
 - (8) (7)に伴う伝熱管の切断又は撤去
- (4) 独立した製造設備、貯蔵設備及び容器置場の撤去の工事及び製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない製造施設（高圧ガス設備を除く。）の撤去の工事 ⇒ 撤去予定報告書



～お願い編～

目 次

1 申請・届出・相談について	4 保安検査の申請について
(1) 申請・届出・相談者.....1	9
(2) 郵送による申請等.....1	10
(3) 申請・届出前の事前相談.....2	11
2 申請書・届出書の作り方のポイント	5 手数料の納付について
(1) 申請書.....3	11
(2) 機器等一覧表.....3	12
(3) 技術上の基準.....4	12
(4) 技術上の基準の添付資料.....5	13
(5) フローシート・配管図・配置図.....6	13
(6) その他.....7	13
(7) 審査期間.....7	13
3 完成検査の申請について	
	8



1 (1) 申請・届出・相談者

製造許可、変更許可、完成検査、保安検査等の申請・届出・相談は、申請者本人（法人の場合は、その法人に属する者）が行ってください。

申請者以外の者（例えば、設計業者、工事業者、メーカー）のみが、代行して申請等を行うことは認めません。

また、申請等は、申請者本人を含め3人以内とします。

なお、感染症拡大防止の観点から保安検査を含め全て事前にご予約をお願い致します。飛び込みの来庁は原則お引き取り頂きます。

1 (2) 郵送による申請等

感染症拡大防止の観点や皆様の利便性の向上から、あらかじめ受付担当者と電話等で調整の上、受付担当者が郵送可能と判断した申請等については、引き続き郵送による提出をお願いします。郵送の際は、内容について確認できる連絡先をお知らせください。

なお、提出書類の控えが必要な場合は、正本と副本合わせて2部と返信用封筒に所定の切手を添付したものをお封してください。



2 (1) 申請書

令和2年12月28日付け官報（号外特第108号）により、高圧ガス保安法の各種規則に定める様式の押印が廃止されましたので、申請書類への押印は不要となります。

なお、申請者の欄は代表者名としてください。

2 (2) 機器等一覧表

機器・弁類等に名称番号の記載の無いものについては、必ず弁番号等を付けてください。

番号の付け方は各事業所固有のもので、県が制約するものではありませんが、統一感のない弁番号、ライン番号の場合、図面と機器等一覧表との照合に時間がかかるので、統一的な番号を付けてください。

※液石則適用の製造事業所において、従来からプロパンを主成分とする場合の常用圧力は1.77 MPa、ブタンを主成分とする場合の常用圧力は1.06 MPaと一律としていたため、機器等一覧表への常用圧力の記載は不要としました。しかし、最近では上記以外の常用圧力とするケースもありますので、今後は機器等一覧表に常用圧力と常用温度も記載してください。



1 (3) 申請・届出前の事前相談

変更許可申請等を提出する前に事前の相談（確認）を受けた事項が、そのまま変更許可等を認めたことにはなりません。

製造許可・変更許可については申請書により審査し、技術上の基準の適合の確認は許可書の交付をもって通知します。また、製造届等は「届出の受理→内部審査」にて、技術上の基準の適合の確認が終了となりますのでご注意ください。

なお、事前相談（事前確認）ができるものとできないものの主なものは以下のとおりです。

【事前相談できるもの】

- ・高圧ガス保安法に係る愛知県の運用について（個別案件に係るもの）

【事前相談できないもの】

- ・他県等に係るもの（→当該都道府県・指定都市に確認してください。）
- ・高圧ガス保安法以外の他法令の取扱い（→建築基準法の貯蔵規制、消防法の取扱いなど。）
- ・図面等の提示のみにより、許可等の可否の判断を仰ぐこと
- ・図面等の提示により、問題点を指摘してもらうこと



2 (3) 技術上の基準

変更許可申請等の際には、法第8条第1号（製造施設の位置、構造及び設備の技術上の基準）及び同条第2号（製造の方法の技術上の基準）について、「対応状況についての一覧表」を作成、添付してください。

例えば、一般則第6条第1項が適用される場合は、同条同項第1号から第42号まですべて記載し、当該変更工事にかかる部分について対応状況を記載してください。

一般則第6条第1項の場合を例に取れば、

①同条同項第1号から第42号まで「号」「タイトル」「概略」をすべて記載

例) 号 → 第1号

タイトル → 境界線・警戒標

概略 → 事業所の境界線を明示し、外部から見やすいように

警戒標を掲げること

②各号の基準について、当該製造施設がその基準に該当していない場合は「該当なし」、該当している場合は「該当あり」と記載してください。

③「該当あり」の場合、当該変更工事において変更が無い場合は「変更なし」と記載してください。変更がある場合は「変更あり」と記載し、その基準への対応状況についても記載してください。



2 (4) 技術上の基準の添付資料

審査を円滑に行うため、添付資料が申請書のどこに添付されているか、「対応状況についての一覧表」に記載してください。合わせて、ページ番号を付記してください。

ページ番号等が書かれていらない場合、資料探しに時間を要します。

また、製造許可・変更許可申請の場合、申請に不要な書類が多いと時間を要します。使用する機器が下記の「強度計算書等を省略できる機器」の左欄に該当する場合、右欄の書類は省略できます。

機器の種類	省略できる書類
特定設備	・検査成績書の写し
大臣認定品等 ※1	・強度計算書
支障のない可とう管 ※2	・ミルシート（委託検査品を除く）

※1) 大臣認定品、高圧ガス設備試験品、大臣認定相当の委託検査品 ※3 の総称

※2) 可とう管に関する検査基準「KHK S 0 8 0 3」に基づき高圧ガス保安協会の委託検査に合格した可とう管

※3) 高圧ガス保安協会の委託検査品のうち、例えば一般則適用事業所であれば、「一般高圧ガス保安規則」及び「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について」で定める検査方法及び検査基準に従って一般則第6条第11号～第13号について検査を行ったもの

2 (5) フローシート・配管図・配置図

フローシートや配管図がわかりにくい記載であれば、審査に多くの時間を要します。フローシートや配管図は色塗りや枠囲み等により、わかりやすく明示してください。

- ・ガスの種類ごとの色塗り等
- ・圧力区分ごとの色塗り等
- ・温度区分ごとの色塗り等
- ・変更前と変更後の工事か所の区分の色塗り等

※一枚のフローシートにすべて記載することは困難ですので、各々の内容がわかるように、分けてください。

※フローシートについては、上流側から下流側に至るまで全ての製造工程がわかるものを添付してください。

※配管図・配置図は変更する機器等を明示してください。

2 (6) その他

製造施設が複数ある場合や変更箇所が多く書類の量が多い場合は、製造施設ごとの編冊や目次・ページ番号を付ける等、各々の変更内容がわかるようにしてください。

2 (7) 審査期間

産業保安室においては、審査期間の短縮に努めておりますが、申請書の内容が不十分な場合には、修正・補正により、審査期間が長くなることがあります。2. 「申請書・届出書の作り方のポイント」(1)～(6)を参考に円滑な審査にご協力ください。

3 完成検査の申請について

①完成検査の申請については、完成検査が受検できる状態になってから行ってください。工事終了前に申請があった場合でも受付しますが、その場合であっても手数料を徴収しますので、万が一許可書の内容どおりに工事が行えず、完成検査を受検できなくなても手数料は返納できません。

完成検査日の予約については、許可書が交付された時点で行うことができます。予約についても申請者が行ってください。

②完成検査の方法については、一般則・液石則・コンビ則別表第一による方法で行います。

この方法と異なる場合は許可申請時までに、代替案を提示してください。この場合本室にて認められるかどうか判断します。

検査当日に判明した場合は、日を改めます。



4 保安検査の申請について

【県で受検する場合】

(1) 申請に必要な書類等

①保安検査申請書(規則毎)

- ・特定施設(保安検査を受検しなければならない製造施設)が複数ある場合は特定施設毎に申請書が必要になりますが、同じ規則の特定施設であれば1つにまとめる事もできます。(この場合は、保安検査証も1つになります。)
- ・前回の保安検査の年月日の欄は、実施日ではなく、「基準日」を記入してください。

②手数料

- ・申請書が複数ある場合は1年度分を一括して納入してください。
- ・手数料は、当該年度の処理能力の合計に応じた区分となります。
- ・移動式製造設備のみを有する事業所は「移動式製造設備による許可高圧ガス製造者」の区分となります。
- ・同一の事業所において定置式製造設備と移動式製造設備を有する事業所は、受検する特定施設が定置式製造設備か移動式製造設備かにかかわらず、「移動式製造設備による許可高圧ガス製造者以外のもの」の区分となります。

※愛知県手数料条例 第2条第1項第2号 (別表第二)

4 保安検査の申請について

(2) 申請時期

- ・実施日の1か月前までに申請してください。
- ・実施日が5月以降の事業所は年度が替わってから申請をお願いします。

【県以外で受検する場合】

①事前連絡

- ・県から毎年2月頃に特定施設の保安検査の実施予定日を通知しておりますが、県以外の高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関で保安検査を受ける場合は、通知書の実施予定日より1か月前までにその旨を連絡してください。

②保安検査受検届書

- ・県以外で保安検査を受けた旨を届出なければならない。
高圧ガス保安協会 → 高圧ガス保安協会保安検査受検届書
指定保安検査機関 → 指定保安検査機関保安検査受検届書

※届書に添付する保安検査証に「原紙」は使わない
※未提出の事業所が散見されております!!

4 保安検査の申請について

(3) 検査当日に必要な物

- ・フローシート(常用圧力区分の分かるもの)
- ・技術上の基準(製造者が作成したもの)
- ・定期自主検査記録
(無い場合は検査不合格とし、手数料は返納しません、県以外で受検してください)
(貯槽の開放検査については事前に相談頂き了承したものは後日提出になります)
- ・開放検査の周期表
- ・開放検査の実施記録
- ・保安管理組織図(特定施設毎の保安係員等の選任状況が分かるもの)

5 手数料の納付について

愛知県収入証紙で納付してください。

愛知県収入証紙は、愛知県庁本庁舎5階・生協売店等で購入できます。

6 許可の取消し等について

高圧ガス保安法 第38条 抜粋

都道府県知事は、第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項若しくは第十六条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めてその製造若しくは貯蔵の停止を命ずることができる。ただし、第一種貯蔵所の所有者又は占有者にあつては、第六号の規定については、この限りでない。

- 二 第十四条第一項又は第十九条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けないでしたとき。
- 三 第二十条第一項若しくは第三項の完成検査を受けず、又は第三十九条の二十二第一項の完成検査を行わないで、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所を使用したとき。



7 名古屋市への権限移譲について

①高压ガス保安法

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第5次地方分権一括法）により、高压ガス保安法の一部が改正されました。

※施行:平成30年4月1日

注) コンビナート地域または特定製造事業所の区域を除く

②液化石油ガス法

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第12次地方分権一括法）により、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部が改正されました。

※施行:令和5年4月1日

